

長浜市告示第143号

長浜市建築物耐震対策総合支援事業補助金交付要綱（令和5年長浜市告示第67号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

別表第3の1木造住宅耐震改修等事業の項中「木造住宅耐震改修工事に要する経費」の次に「（一部の除却を含む。）」を加え、同表の4既存民間建築物耐震診断事業の項中「157万円」を「235万円」に、「3,670円」を「4,580円」に、「1,570円」を「2,350円」に、「1,050円」を「1,570円」に改める。

別表第4の1木造住宅耐震改修等事業の項中「120万円を上限とする」を「115万円（多雪区域で当該事業を行う場合は140万円）を上限とし、利子補給制度（独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。以下同じ。）を利用する場合は57万5,000円を減じた額を上限とする」に改め、同表の4既存民間建築物耐震診断事業の項中「9万円」を「13万6,000円」に改める。

様式第1号を次のように改める。

長浜市建築物耐震対策総合支援事業（木造住宅耐震改修等事業）
補助金交付申請書

年 月 日

長浜市長 あて

申請者

〒 -

住所

氏名

電話番号 ()

長浜市建築物耐震対策総合支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、同要綱第3条に該当する補助対象建築物等及び補助対象者であることを確認するために、長浜市が住民基本台帳、市税納付状況、他事業補助金申請償還状況及び建築確認申請等について照合を行うことに同意し、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助事業の名称	木造住宅耐震改修等事業
住宅の所在地			
多雪区域の内外	<input type="checkbox"/> 多雪区域	<input type="checkbox"/> 多雪区域以外	
利子補給制度を活用	<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	
補助金交付申請額	円		
住宅の種類	専用住宅 ・ () 併用住宅		
建築年次	年 月	階数・延べ床面積	階 m ²
耐震改修前の 上部構造評点		耐震改修後の 上部構造評点	
住宅所有者名		併用住宅の住宅 以外の面積	m ²
居住者承諾 (賃貸住宅の場合)	居住世帯数 () 承諾 (有り・無し)		
改修実施期間	年 月 日から 年 月 日まで		
利用する助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県産材利用耐震改修モデル事業 (利用する・利用しない) ・ 主要道路沿い耐震改修割増事業 (利用する・利用しない) ・ 高齢者世帯耐震改修割増事業 (利用する・利用しない) ・ 子育て世帯耐震改修割増事業 (利用する・利用しない) ・ 避難経路バリアフリー化耐震改修割増事業 (利用する・利用しない) ・ 内覧会開催耐震改修割増事業 (利用する・利用しない) 		
※受付番号 第 号	※備考		

- (注) 1 不要な箇所は、=線で抹消すること。
2 ※印のある欄は、記入しないでください。
3 本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

木造住宅耐震改修実施の概要書

実施した耐震診断の内容	<input type="checkbox"/> 滋賀県木造住宅耐震診断マニュアル <input type="checkbox"/> 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
耐震診断者	氏名 _____ 滋賀県木造住宅耐震診断員：登録番号 第 _____ 号 () 級建築士 () 登録第 _____ 号 () 級建築士事務所 () 登録第 _____ 号	
耐震改修工事の設計者	氏名 _____ 滋賀県耐震改修工事講習会修了者 登録番号 第 _____ 号 () 級建築士 () 登録第 _____ 号 () 級建築士事務所 () 登録第 _____ 号	
耐震改修工事の監理者	氏名 _____ 滋賀県耐震改修工事講習会修了者 登録番号 第 _____ 号 () 級建築士 () 登録第 _____ 号 () 級建築士事務所 () 登録第 _____ 号	
改修工事の施工者	氏名 _____ 滋賀県耐震改修工事講習会修了者 登録番号 第 _____ 号	
今回行う工事の内容	補助対象工事	補助対象外工事
補助対象経費の算定	①耐震改修工事費（設計、監理料含む）	円
補助金の算定	木造住宅耐震改修工事業費補助基本額 上記①の金額の80%（上限115万円（多雪区域の場合140万円））	円 (1,000円未満切捨て)
	県産材利用耐震改修モデル事業 (びわ湖材利用数量 _____ m ³)	円
	主要道路沿い耐震改修割増事業（5万円）	円
	高齢者世帯耐震改修割増事業（5万円）	円
	子育て世帯耐震改修割増事業（5万円）	円
	避難経路バリアフリー化耐震改修割増事業 バリアフリー改修工事費 _____ 円の23%（上限10万円）	円 (1,000円未満切捨て)
	内覧会開催耐震改修割増事業（5万円）	円
	合 計	円
備 考		

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。